

伊丹市病児・病後児保育予約システム導入に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

伊丹市

1. 業務の概要

(1) 業務名

伊丹市病児・病後児保育予約システム導入に関する業務

(2) 目的

本業務は、病児・病後児保育予約システムを導入することにより、病児・病後児保育を利用する際の事前登録や予約等をスマートフォン等で行える環境を構築し、保護者の利便性の向上を目指す。

併せて病児・病後児保育実施施設が行う予約、キャンセル等の対応をシステム化することにより、業務負担の軽減を図り、病児・病後児保育業務に専念できる環境を構築することで保育の質の向上を目指す。

(3) 業務内容

「伊丹市病児・病後児保育予約システム導入に関する業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年10月末まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

※システムの運用開始は令和8年2月からとし、それまでの間は導入期間とする。

2. 予定価格

総額 6,864,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

内訳 令和7年度 2,431,000円（税込）

令和8年度 1,716,000円（税込）

令和9年度 1,716,000円（税込）

令和10年度 1,001,000円（税込）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律225号）による手続き中の法人でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第15号）第18条又は第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO/IEC 27001）

を取得していること。本業務で導入するシステムを第三者から調達している場合は、本システムを提供する事業者がプライバシーマーク又はISMS認証を取得していること。

4. スケジュール(予定)

内 容	日 程
公示	令和7年 9月 19日(金)
質問受付締切	令和7年 9月 29日(月) 17時まで
質問回答	令和7年 10月 1日(水)
参加申込書受付締切	令和7年 10月 10日(金) 17時まで
企画提案書等受付締切	令和7年 10月 21日(火) 17時まで
プレゼンテーション審査	令和7年 10月 28日(火)
結果通知	令和7年 10月 31日(金) <予定>
契約締結	令和7年 11月 14日(金) <予定>

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年9月29日(月) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法：別添質問書により電子メールにて提出すること。
 ※Microsoft Office 又は Adobe Acrobat で参照可能な形式とすること。
 ※必ず電話にて電子メールの着信確認を行うこと。
- (3) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
 E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp
- (4) 回答日：令和7年10月1日(水)
- (5) 回答方法：回答は質問者名を伏せ、質問を提出している者全てに電子メールにより回答するとともに市ホームページに掲載する。

6. 企画提案の参加について

- (1) 提出書類：参加申込書(様式1)
- (2) 提出期限：令和7年10月10日(金) 17時まで(必着)
- (3) 提出方法：電子メールにて提出すること。
 ※Microsoft Office 又は Adobe Acrobat で参照可能な形式とすること。
 ※必ず電話にて電子メールの着信確認を行うこと。
- (4) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
 E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp

7. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類：以下のとおり
 - ①誓約書(様式2)

- ②会社概要（様式3）
- ③企画提案書（任意様式）
- ④価格見積書及び内訳書（任意様式）

※詳細は「伊丹市病児・病後児保育予約システム導入に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）」

- (2) 提出期限：令和7年10月21日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出方法：③は提出先まで持参（提出期限内に到達するもの限り特定記録郵便等による郵送も可）

①②④は電子メールにて提出

※詳細は作成要領のとおり

- (4) 提出先：教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課
（市役所2階）

E-mail: hoiku@city.itami.lg.jp

8. 審査方法

- (1) プロポーザルの審査

伊丹市病児・病後児保育予約システム導入に関する業務プロポーザル審査会を設置し、提出された企画提案書等の書類の審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。

- (2) プレゼンテーションによる審査

①実施日：令和7年10月28日（火）※時間は別途通知

②実施場所：伊丹市役所

③実施方法：(i) 出席者は1提案につき5名以内とすること。

(ii) 1提案あたりの持ち時間は30分（説明20分、質疑応答10分）以内とすること。

(iii) プレゼンテーションで使用する資料は、事前に提出された書類に基づくものとし、追加資料の配布は認めない。

(iv) パソコン等を持ち込んで説明やデモンストレーションを行う場合は、事務局でモニターと接続ケーブル（PCとモニターを接続するHDMI端子）を用意する。その他プレゼンテーションに必要な物は、提案者が準備すること。

- (3) 契約候補者の選定

提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、「9. 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た物を契約候補者とする。なお、評価点数の同じ者が2者以上いる場合、「提案内容」に関する評価点数が高い者を上位として決定する。

- (4) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションに参加した者全てに令和7年10月31日（金）に電子メール及び郵送にて通知する。

9. 審査基準及び配点

個人100点満点×5人＝500点満点とする。

分類	評価内容	配点
実施体制	・業務遂行にあたり、実施体制が十分に整っているか ・適切な業務工程と詳細スケジュールが示されているか ・導入期間、運用開始後のサポートは十分か	20
提案内容	・利用者の利便性向上等に関する有用な特徴や提案が具体的に示されているか ・利用者、施設職員、市職員が利用しやすいデザイン、画面遷移となっているか ・十分なセキュリティ対策が講じられているか ・障害発生時の対応が適切に示されているか ・利用者に向けた効果的な広報手法が提案されているか	60
業務実績	・過去に同種又は類似した業務実績があるか	10
見積価格	・配点（10点）×参加者の中での最低見積金額÷ 当該参加者の見積金額（小数点以下切捨て）	10

10. 契約

契約候補者選定後、速やかに本市と契約内容に関する協議を行う。なお、契約締結に際しては、改めて見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が整わなかった場合は、評価点数が次点の者を繰り上げて新たな契約候補者とする。

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザル手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 正当な理由がなくプロポーザル審査に出席しなかったとき。
- (7) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格（予定価格）を超過しているとき。
- (8) 前記9に基づき審査した結果、その得点が300点に満たなかったとき。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。なお、提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査内容に関わる質問には、一切応じない。

- (6) 採用された企画提案書について、市は提出者と協議の上変更することがある。
- (7) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの契約候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

13. 担当部署

伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室教育保育課

(住所) 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

(電話) 072 (784) 8035 (直通)

(E-mail) hoiku@city.itami.lg.jp